

(登録再講習事務の休廃止)

第四条の八

登録再講習実施機関は、登録再講習事務を休止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 登録再講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 登録再講習事務を休止又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地
- 三 登録再講習事務を休止又は廃止しようとする日
- 四 登録再講習事務を休止しようとする期間
- 五 登録再講習事務を休止又は廃止しようとする理由

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第四条の九

登録再講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

- 2 登録再講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録再講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録再講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次条に定めるものにより提供する

この請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第四条の十

前条第二項第四号に規定する電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録再講習実施機関が定めるものとする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

- 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

(適合命令)

第四条の十一

国土交通大臣は、登録再講習が第四条の三第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録再講習実施期間に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第四条の十二

国土交通大臣は、登録再講習実施機関が第四条の五の規定に違反していると認めるときは、その登録再講習実施期間に対し、同条の規定による登録再講習を行うべきこと又は登録再講習事務の改善に必要措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第四条の十三

国土交通大臣は、登録再講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第一条第二項第一号の登録を取り消し、又は期間を定めて登録再講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第四条の三第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第四条の六から第四条の八まで、第四条の九第一項又は次条の規定に違反したとき。

- 三 正当な理由がないのに第四条の九第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 前三条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第一条第二項第一号の登録を受けたとき。

(帳簿の記載等)

第四条の十四

登録再講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、これを登録再講習の終了後二年間保存しなければならない。

- 一 登録再講習の受講料の収納に関する事項
- 二 登録再講習の受講の申請の受理に関する事項
- 三 登録再講習の修了証明書の交付及び再交付に関する事項
- 四 その他登録再講習の実施状況に関する事項

- 2 登録再講習実施機関は、登録再講習の受講申請書及びその添付書類を備え、登録再講習の終了後二年間これを保存しなければならない。

(報告の徴収)

第四条の十五

国土交通大臣は、登録再講習の実施のため必要な限度において、登録再講習実施機関に対し、登録再講習事務又は経理の状況に関し報告させることができる。

(公示)

第四条の十六

国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第一条第二項第一号の登録をしたとき。
- 二 第四条の六の規定による届出があつたとき。
- 三 第四条の八の規定による届出があつたとき。
- 四 第四条の十三の規定により第一条第二項第一号の登録を取り消し、又は業務の停止を命じたとき。

第十二条第一項第八号を次のように改める。

八 衛生管理者として必要な知識及び技能に関する講習であつて国土交通大臣の登録を受けたもの(以下「登録講習」という。)を修了した者

第十二条第二項及び第三項を削る。

第十八条を第二十四条とする。

第十七条中「申請者の住所を管轄する」を「最寄りの」に改め、同条を第二十三条とする。

第十六条の二を第二十三条とする。

第十六条の次に次の五条を加える。

(講習の登録)

第十七条

第十二条第八号の登録は、登録講習を行うおうとする者の申請により行う。

第十二条第八号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 登録を受けようとする者が登録講習の実施に関する事務(以下「登録講習事務」という。)を行おうとする事務所の名称及び所在地
- 三 登録を受けようとする者が登録講習事務を開始する日

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類
- イ 定款又は寄付行為及び登記簿の謄本
- ロ 役員の名簿、住所及び経歴を記載した書類
- 二 登録を受けようとする者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書
- 三 講習に用いる別表第一に掲げる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類

四 講師の氏名及び経歴を記載した書類

五 講師が、次条第一項第三号に該当する者であることを証する書類

六 登録を受けようとする者が、次条第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類